

平成23年6月29日  
研究計画・評価分科会  
情報科学技術委員会

情報科学技術委員会における評価の実施にかかる  
利害関係者の範囲について

「研究計画・評価分科会における評価の実施について」(平成23年2月15日)  
を踏まえ、情報科学技術委員会における評価の実施にかかる利害関係者の範囲  
を次のとおりとする。

- ①評価対象課題に参画している者
- ②評価対象課題の研究参画者と親族関係にある者
- ③利害関係を有すると自ら判断する者
- ④以下に該当する者
  - ・評価対象課題に参画する機関の代表権を有する者、又は長を務める者
  - ・評価対象課題の研究参画者が所属する組織(大学、独立行政法人等の  
研究機関において同一の学部、研究科、研究所等、又は同一の企業)  
に所属する者
- ⑤情報科学技術委員会において、評価に加わらないことが適当であると判断  
された者

以上

「研究計画・評価分科会における評価の実施について」(抄) (平成23年2月15日 研究計画・評価分科会決定)

3. 留意事項

(1) 利害関係者の範囲

評価を実施するに当たっては、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が評価に加わらないようにする。分野別委員会では、各課題の趣旨や性格に応じてあらかじめ利害関係となる範囲を明確に定めることとする。

また、分科会で評価結果を決定するに当たっては、以下のいずれかに該当する委員は、当該課題の評価に加わらないこととする。

- ①評価対象課題に参画している者
- ②被評価者(実施課題の代表者)と親族関係にある者
- ③利害関係を有すると自ら判断する者
- ④分科会において、評価に加わらないことが適当であると判断された者